

令和2年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和2年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画 ①自然光の取入れ方や自然換気の工夫、②要求室の機能性等、③図面、計画の要点等の表現・伝達</p> <p>(3) 構造計画 ①耐震性を考慮して計画した建築物の構造種別・耐震計算ルート等、②車寄せ上部（屋根、庇等）の構造の計画、③地盤条件を踏まえた基礎構造の計画</p> <p>(4) 設備計画 ①高齢者介護施設としての空調計画 ②インフルエンザやノロウイルスへの対策</p> <hr/> <p>※ 設計条件及び要求図書に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地上3階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④建築面積が1,468.8㎡を超えているもの ⑤床面積の合計が2,400㎡以上、3,000㎡以下でないもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 個室、共同生活室、宿泊室、デイルーム、多機能便所、浴室、スタッフルーム、訪問介護スタッフルーム、エントランスホール、事務室、面会ラウンジ、地域交流スペース、調理室、会議室、医務室、相談室、職員休憩室、消火ポンプ室、受水槽室、PS・DS・EPS、寝台用エレベーター、人荷用エレベーター、車椅子使用者用駐車場、車寄せ ⑦法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
<p>採点結果の区分 (成績)</p>	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：34.4%、ランクⅡ：5.6%、ランクⅢ：24.3%、ランクⅣ：35.7%</p> <p>○受験者の答案の解答状況 ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる ことができる。 ・設計条件に関する基礎的な不適合：「各ユニットのゾーニング等が不適切」、「要求している室の欠落」、「要求している主要な室等の床面積の不適合」等 ・法令への重大な不適合：「延焼のおそれのある部分の位置（延焼ライン）と防火設備の設置」、「道路高さ制限」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。